

○国立大学法人上越教育大学総合学生支援室規程

(平成22年2月10日規程第10号)

最終改正 平成30年3月23日規程第14号

(設置)

第1条 国立大学法人上越教育大学基本規則(平成22年基本規則第1号)第4条第4項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学総合学生支援室(以下「支援室」という。)を置く。

(目的)

第2条 支援室は、上越教育大学の学生の修学、就職及び生活に関する総合的な学生支援体制を構築し、実質的に機能させることを目的とする。

(業務)

第3条 支援室においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生支援体制及び方法に係る企画立案に関すること。
- (2) 卒業生・修了生に対するアフターケアの充実に関すること。
- (3) 関係委員会等における学生支援の実質化に係る連携調整に関すること。
- (4) その他学生の修学、就職及び生活の支援に関し、学長が必要と認めた事項

(組織等)

第4条 支援室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
 - (2) 室員
- 2 室長は、学長が指名した副学長をもって充てる。
- 3 室長は、必要があると認めるときは、第1項各号に掲げる者のほか、次長を置くことができる。
- 4 次長は、室長が室員のうちから指名する。
- 5 室員は、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 教務委員会委員長
 - (2) 学生委員会委員長
 - (3) 就職委員会委員長
 - (4) 教育実習委員会委員長
 - (5) 保健管理センター所長
 - (6) 教育支援課長
 - (7) 教育支援課学校実習推進室長
 - (8) 学生支援課長
 - (9) プレイスメントプラザ次長
 - (10) その他学長が指名した者若干人
- 6 前項第10号に掲げる室員の任期は、室員として指名された日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

(事務の処理)

第5条 支援室に関する事務は、教育支援課の協力を得て、学生支援課において処理する。
(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年2月10日から施行する。

附 則 (平成22年規程第20号 (平成22年3月30日))

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第7号 (平成25年3月22日))

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第13号 (平成27年3月24日))

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第3号 (平成28年1月13日))

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規程第14号 (平成30年3月23日))

この規程は、平成30年4月1日から施行する。